

木曾広域介護保険情報

この4月から木曾広域連合による介護保険業務が開始されました。木曾広域介護保険情報にて、もう一度介護保険について紹介していきたいと思えます。

今なぜ介護保険なの？

私たちの住む日本は世界一の長寿国となりました。しかしその一方で少子化が進み、国民の三人に一人が65歳以上という超高齢化社会を迎えようとしています。実際木曾郡においては、高齢化率31%と全国平均19%を大きく上回っておりま

す。寿命が延びるということは大変喜ばしいことですが、その反面、介護を必要とする方々の増加を意味し、また核家族化等による家庭の機能の変化により、介護という社会的問題を一層深刻にしています。更に、その状態も重度化、長期化しており、過度の負担が家庭や介護者に強いられるケースもあり、もはや家族だけでは、現実的に難

しくなってきたのです。この問題は、いずれ自分自身が介護を必要とする状態となったり、介護を必要とする両親の介護者となる可能性を意味しており、今日では介護問題が老後生活の大きな不安要素となっています。

この不安を少しでも解消しようとするのが「介護保険」という保険制度なのです。

保険制度？

介護保険は、所得に応じた保険料負担と、介護サービスにかかる費用の1割を利用者負担として求めています。

これは、サービスを受ける本人本位でサービスを選択することができ、受けるサービスについては自ら負担し、いままでの与えられたサービスから自ら選択するというサービスとなることです。

また、サービスを利用しない方についても、困ったときの支え合い、つまり相互扶助の精神で保険制度が採用されました。

もし介護が必要となった時には？

1 相談・申請

まずは町村窓口にご相談を下さい。介護保険被保険者証を添えて介護保険の申請を行います。

2 訪問調査

窓口で申請を行った後、調査員がお宅、又は入院先の病院にお伺いし、身の回りの様子や、身体の状態を聞かせていただきます。

3 審査判定

お聞きして作成した調査表と主治医の意見書（再受診が必要となる事があります。）をもとに認定審査会にかけ認定結果が判定されます。

4 結果通知

認定結果と新しい被保険者証が自宅に届きます。認定の有効期間内に身体が状況が悪化した場合、認定の変更を申請することができます。

5 計画作成

もよりの介護サービス事業者に連絡しサービス計画を立て、計画に基づいた介護サービスを受ける事ができます。

介護が必要という場合はまず、
町村窓口又は広域連合に
お気軽にご相談ください！

